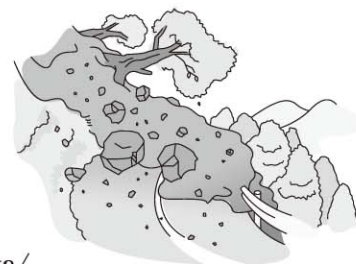


大雨の際には、土砂災害にもご注意を!

皆野町内には土砂災害危険箇所が295か所あり、大雨が降った際は土砂災害の発生する危険が高まるため、気象情報に注意してください。

- ・皆野町地震ハザードマップ（土砂災害危険箇所が掲載されています。）
皆野町HP <http://www.town.minano.saitama.jp/section/soumu/40.htm>



埼玉県では、以下の情報を公開しています。

- ・土砂災害危険箇所マップ
河川砂防課HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/107/>
- ・土砂災害危険度予測や降雨情報
埼玉県河川砂防情報システム <http://micos-sa.jwa.or.jp/metro/saitama/dosya/>

問合せ 総務課企画政策防災担当

☎62-1231

福祉3医療制度

● こどもの医療費

- 支給対象** 町内在住の中学3年生までの子ども
必要書類 保険証、申請者名義の預金通帳、印鑑

● ひとり親家庭等医療費（所得制限あり）

- 支給対象** ひとり親家庭、父または母に一定の障害のある家庭の児童とその親、養育者。
（児童とは、18歳に達した年度末までの子、一定の障害がある20歳未満の子）
必要書類 保険証、戸籍謄本、所得証明書（1月2日以降に転入された方のみ）、印鑑、申請者名義の預金通帳
※児童扶養手当受給者は、保険証と手当証書のみで申請できます。

● 重度心身障害者医療費

- 支給対象** 身体障害者手帳1～3級を有する方
療育手帳、㉠、A、Bの方
65歳以上で後期高齢者医療に基づく障害認定を受けた方
必要書類 身体障害者手帳または療育手帳、保険証、印鑑、申請者名義の預金通帳

手続き 必要書類を持参し、健康福祉課福祉介護担当（④番窓口）で手続きしてください。

医療機関にかかる場合

・秩父郡市内の医療機関

「保険証」および「受給資格証」を医療機関に提示し受診してください。窓口払いはありません。

・自己負担の例外

月21,000円を超えた場合、または整骨院や秩父郡市外の医療機関を受診した場合は、窓口払いとなります。領収書を持参して支給申請をしてください。

支給対象外

- ・保育園、幼稚園や小・中学校でのケガ（登下校を含む）などにより、日本スポーツ振興センター災害共済給付の適用となるもの。3医療の受給者証は使わないで受診してください。
- ・保険外の医療費（健康診断、予防注射、薬容器代、診断書料、食事療養費など）
- ・高額療養費や付加給付の適用がある場合（加入健康保険者から支給されます。）

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233